

事務連絡
令和6年12月2日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
安心居住推進課

みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業の募集開始について

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るモデル的な取組を行う居住支援法人等を支援するため、下記のとおり、「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業《サブリース型》」の募集を開始しました。

つきましては、本事業が積極的に活用されますよう、貴管内の地方公共団体や、居住支援法人等の居住支援の取組を実施する民間事業者等へのご周知に、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

(1) 事業概要

民間賃貸住宅等のサブリース等により住宅の提供を行いつつ、入居後の住宅確保要配慮者に対して、安否確認や見守りを行うほか、必要に応じて福祉サービスにつなぐことを通じて、住宅の所有者が安心して住宅を提供できる環境を構築するとともに、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るモデル的な取組を行う居住支援法人等を支援します（詳細は別紙参照）。

(2) 応募方法

- ・ 応募締切り：令和6年12月13日（金）17時
- ・ 応募要件等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局】みんな安心住まいサポートセンター

URL： <https://renkei-sb.jp/> Email： info@renkei-sb.jp

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅総合整備課 磯部 TEL：03-5253-8111（内線 39334）

入居する住宅確保要配慮者の見守りや福祉サービスへのつなぎなどを行う賃貸住宅について、サブリースや自ら所有する住宅の賃貸借により、今後、提供を予定する居住支援法人等に対して、事業の検討、試行等を実施するための費用を支援します。

事業主体	居住支援法人等
補助対象	事業を実施するための検討、試行、普及・広報に要する費用
補助率	定額
補助限度額	1事業あたり300万円/年
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民間賃貸住宅のサブリース又は自ら所有する住宅の賃貸借により、住宅確保要配慮者に対して住宅の提供を行うこと 2. 当該住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して、<u>緩やかな見守り</u>や<u>定期的な訪問</u>を行うほか、入居者の心身等の状況に応じて<u>福祉サービスにつなぐ</u>こと 3. 居住支援協議会への参加等<u>地方公共団体との一定の連携</u>が図られていること 4. 補助事業の成果に関する情報公開を行うものであり、国への情報提供に協力すること <p>※ 1,2を行うための体制の検討や構築を行う取組（年度中の入居に至らない取組）も補助対象になります。</p>
支援期間	最大3年間

【サブリース型】のイメージ



法人が管理業務に加えて見守り等を行うことにより
賃貸人は安心して住宅を貸すことが可能

- 居住支援法人等において現在既に検討中の取組も補助対象になります。
- 居住支援法人等において見守りなどを行う住宅を供給する体制が既に構築されている場合でも、更なる取組のための検討や、構築した体制の妥当性の検証等を行う取組は補助対象になります。